## (2) 履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
		【是正を求めるもの】	
教育センター	教育総合情報ネットワーク整備事業研修用機器等(前期分)賃貸借契約において、	起案者のみならず、決裁関与者を含めて、	
	受注者は、毎月履行を完了したときは、書面により発注者あて通知しなければならず、	契約書に基づく手続について周知徹底を図	について、検査日の確認の徹底及び地方自
	発注者は、通知を受けたときは、遅滞なく検査を行わなければならないと定められて	り、適正な事務処理を行われたい。	治法、大阪府財務規則等の関係法令を踏ま
	いる。		えて事務手続を行うことなど、改めて経費
	しかし、発注者である教育センターは受注者からの通知の前に検査を行っているも		支出事務に関する留意点について周知徹 底するため、会計事務担当者をはじめ、所
	のがあった。		内職員に対し会計事務に関する研修を実
	通知日		施し、知識の向上及び再発防止を図った。
	4月分 平成25年5月1日 同年4月30日		
	5月分 平成25年6月3日 同年5月31日		
	9月分 平成25年10月1日 同年9月30日		
	10月分 平成25年11月1日 同年10月31日		
	1月分 平成26年2月3日 同年1月31日		
	2月分 平成26年3月3日 同年2月28日		
	3月分 平成26年4月1日 同年3月31日		